

(5) 学校いじめ防止基本方針

西山台小学校いじめ防止基本方針

心身に重大な影響を及ぼすいじめから、学校、保護者、地域と一体になって児童生徒を守り育むとともに、安心して生活し学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組みを明らかにする。

なお、いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、いじめは、どの学校、どの子どもにも起こり得るものであること、そして、いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為であると認識し、いじめの早期発見・早期対応・早期解決をめざす。

【めざす児童像】

学びいっぱい やさしさいっぱい 元気いっぱい

いじめ対策委員会

西山台小学校いじめ対策委員会

いじめ防止対策推進法第 22 条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」として、「西山台小学校いじめ対策委員会」を設置する。

委員長を校長とし、委員は、教頭、教務、生活指導主任、養護教諭、及び特別支援コーディネーターとする。

専門家・外部関係者

必要に応じてスクールカウンセラーやソーシャルスキルワーカー等の派遣を申請し、有効活用する。

育友会・地域との連携

育友会や地域からの情報を収集し、いじめの早期発見に努める。

関係機関との連携

必要な時は関係機関との連携し、支援を受ける。

運営委員会

学校のみんなが仲良くなるような計画を立て実行する。

いじめ防止対策推進法

(いじめの禁止)

児童等は、いじめを行ってはならない。(第 4 条)

(保護者の責務等)

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。(第 9 条)

(学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。(第 8 条)

いじめの防止

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を目指す。

- 1 校内指導体制の確立
- 2 教師の指導力の向上
- 3 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 4 子どもの自己肯定感と自己指導力の育成
- 5 学校基本方針の周知と取組の評価

いじめの早期発見

子どもに関する情報の全職員での共有化に向け、日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築に努め、子ども示す変化や危険信号を見逃さないように、定期的アンケートや教育相談等を実施する。

- 1 教職員による観察や情報交換
- 2 定期的なアンケートや個人面談の実施
- 3 教育相談体制の整備
- 4 育友会や地域からの情報収集
- 5 学校以外の相談機関等の周知

いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応し、被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。

- 1 いじめまたはいじめと思われる行為の諫止
- 2 「西山台小学校いじめ対策委員会」を中心とした組織的対応
- 3 被害児童及びその保護者への支援
- 4 加害児童への指導及びその保護者への助言
- 5 当該学級及び学年への働きかけ

いじめ重大事態について

調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
 - ※ 土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は、市教委へ報告する。
- その他の場合
 - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
 - ※ 早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。
 - ※ 法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

重大事態発生時の取組

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた重大事態が発生した場合は、速やかに長崎市教育委員会に報告し、その指導の下対応する。

- 1 長崎市教育委員会への迅速な報告
- 2 長崎市教育委員会による調査主体の判断
 - ※ 学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。
- 3 長崎市教育委員会への調査結果の報告

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 子どもや保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生活指導主任へ報告

→
直ちに報告する

教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

西山台小学校いじめ対策委員会

関係機関

- 「西山台小学校いじめ対策委員会」での関係児童からの聞き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童への継続した指導

- 加害児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

1 いじめのチェックリスト（長崎県教育委員会編「いじめ対策ハンドブック」より抜

1 いじめられている子どもが発するサイン

- ☐衣服の汚れや破れがないか。
- ☐体に傷やあざがないか。
- ☐頭痛や腹痛が続いていないか。
- ☐保健室への出入りが頻繁でないか。
- ☐元気が無く集中力が欠けていないか。
- ☐交友関係が急に変わっていないか。
- ☐文具や上履きが隠されていないか。

2 学校生活でのチェックポイント

- ☐授業に遅れてくる子どもがいないか。
- ☐学級全体に覇気がない。
- ☐教師の話や指導が空回りしていないか。

- ☐ひそひそ話や陰口が多くないか。
- ☐遅刻や欠席の数が多くないか。
- ☐学級で問題が生じると、特定の子どもの名前がすぐに上がってないか。
- ☐特定の児童が発表すると、笑いや冷やかしがおきていないか。

3 家庭でのチェックポイント

- ☐買ってやってない品物を持っていないか。
- ☐お金の使い方が急に荒くなってないか。
- ☐土曜日や日曜日はことさら機嫌がよい。
- ☐登校時に体調不良を訴えてないか。
- ☐友だちや学校の話をしたがらない。
- ☐自室に閉じこもることが多くないか。

2 年間活動計画（研修計画も含む） ※毎月、月末にいじめ実態アンケートをとる。

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4月	児童理解研修会 いじめ対応共通理解	10月	児童理解研修会 運営委員会の企画
5月	児童理解研修会	11月	児童理解研修会 個別面談
6月	児童理解研修会 道徳授業参観 個別面談	12月	児童理解研修会 人権集会 保護者面談（希望）
7月	児童理解研修会 保護者面談	1月	児童理解研修会
8月	特別支援研修会	2月	児童理解研修会 個別面談
9月	児童理解研修会	3月	本年度の振り返り 次年度の取り組み

3 様々な相談機関

県の機関		
ヤングテレホン(県警察本部少年課)	長崎市	0120-78-6714
子ども・家庭 110 番(長崎こども・女性・障害者支援センター)	長崎市	095-844-1117
こころの電話(長崎こども・女性・障害者支援センター)	長崎市	095-847-7867
県精神保健福祉センター	長崎市	095-846-5115
こどもの人権110番(長崎地方法務局)	長崎市	0120-007-110
24 時間子ども SOS ダイヤル(親子ホットライン)	長崎市	0120-0-78310
長崎市		
長崎市少年センター	長崎市	095-825-1949
長崎市教育研究所教育相談	長崎市	0120-556-275
こども・子育てイーカオ相談	長崎市	095-822-3725
長崎いのちの電話	長崎市	095-842-4343
長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市	095-844-5132